

# 工事の電子納品実施要領

平成 29 年 4 月 1 日

山口県農林水産部

## 1 目的

この要領は、農林水産部が発注する工事における電子納品の実施に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

## 2 電子納品の対象工事

農林水産部が発注する工事(営繕を除く)を対象とする。

ただし、指名競争入札に付する工事においては、電子納品を実施しないことができる。

## 3 電子納品対象項目

### (1) 必須項目

「工事管理ファイル」及び「工事写真」を必須とする。

### (2) 任意項目

#### ア 図面

発注者が図面の電子データを提供することができる場合において、受注者は電子納品が可能であれば、積極的に電子納品を行うものとする。

#### イ その他

工事打合せ簿、施工計画書、施工管理資料等は、協議により電子納品の対象とすることができるものとする。

## 4 電子納品協議

受注者は、電子納品対象項目等の必要事項を記載した電子納品事前協議書(工事用)※1 を提出し、協議するものとする。

なお、提出時期については監督職員と協議して決めるものとする。

## 5 工事写真データ作成上の留意事項

電子納品する工事写真の作成は、「農村整備」は農林水産省が策定した「電子化写真データの作成要領(案)」、「森林整備・漁港漁場整備」は山口県土木建築部が策定した「デジタル写真管理情報基準」によるものとし、写真管理項目の写真情報には、円滑な工事検査が実施できるよう、必要度(◎○△)にかかわらず、工種、種別、細別、測点、設計値、実測値などの必要事項は、漏れなく記入するものとする。

代表写真は、着工前、完成、各工種ごとの施工状況・完成が分かる代表的な写真とし、各々2～3枚抽出するとともに、検査時に閲覧できるようにしておくものとする。

なお、代表写真の抽出は、監督職員と協議して行うものとする。

## 6 CAD 図面の取扱い

電子納品する際の CAD 図面のファイル形式は SXF(SFC)とする。

施工途中における CAD 図面使用時のファイル形式は、受発注者間で協議して決めるものとする。

## 7 電子成果品の確認

受注者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認するものとする。※2

## 8 提出する媒体及び部数

提出する電子媒体は CD-R 又は DVD-R とし、提出部数は 2 部とする。

電子媒体は必ずウイルスチェックを行い、異常のないものを提出するものとする。

電子媒体には、工事名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。

## 9 工事検査

工事検査における写真管理資料の確認は、電子データを閲覧して行うものとする。

原則として受注者は事前に電子成果品を監督職員に提出し、監督職員はこの内容を確認した上で、検査に臨むものとする。

なお、完成前の検査(中間検査等)における電子媒体は CD-R 又は DVD-R 以外のものでも認めるものとする。

## 10 適用するガイドライン(案)、要領・基準(案)

電子納品に当たっては、農林水産部が策定した以下のガイドライン(案)を適用し、これに示す要領・基準(案)に基づいて実施するものとする。(山口県農林水産部農村整備課のホームページ「山口県農林水産部の CALS/EC について」サイト内に掲載された最新のものによる。)

(1)「電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】」

(2)「電子納品運用ガイドライン(案)【CAD 編】」

・農林水産省が策定した「要領・基準(案)」・・・【農村整備】適用

・山口県土木建築部が策定した「要領・基準(案)」・・・【森林整備・漁港漁場整備】適用

## 11 工事成績評定

工事成績評定において、電子納品による加点評価はしないこととする。

## 12 電子納品作成費用

電子納品に必要な経費は共通仮設費率に含まれるものとする。

## 13 適用開始日

平成29年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用するものとする。

#### 14 その他

原則として、紙と電子の二重納品は行わないものとする。

電子納品に当たって、適用する要領・基準(案)への適合が困難な場合など、疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上、解決するものとする。

※1: 電子納品事前協議書(工事用)は、山口県農林水産部農村整備課のホームページ「山口県農林水産部の CALS/EC について」サイト内に掲載されている。

[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17500/cals\\_ec/index.html](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17500/cals_ec/index.html)

※2: 受注者は、市販ソフト又は「電子納品チェックシステム」(農林水産省ホームページ [http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin\\_youryou/densi.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html)(農村整備に適用)、国土交通省 CALS/EC ホームページ <http://www.cals-ed.go.jp>(森林整備・漁港漁場整備に適用)からダウンロード可能)等により電子成果品を事前にチェックするものとする。発注者は県の導入ソフトによりチェックを行うものとする。原則として、工事管理ファイルのエラーは認めないが、その他については、修正が困難な場合等、受発注者間で協議を行い対応を決定するものとする。